# 富山県内水面漁場管理委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和5年10月25日(水)午後1時30分から午後2時30分 場所 森林水産会館33号室

#### 2 出席委員

竹野博和、笠井廣志、東 秀一、堀井律子、角眞光彦、中田礼子 (欠席委員:山本勝徳、中田眞一郎、)

#### 3 議 長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

# 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173 条の規定に基づき、当委員会は成立。

### 5 議事録署名委員の指名

堀井律子、角眞光彦

#### 6 県職員等

水產漁港課 地崎課長、小善副主幹、川口主任

#### 7 事務局職員

辻本事務局長(水産班長兼務)

#### 8 付議事項(議題)付加価値

(1) 委員の辞任願について(協議)

県水産漁港課の川口主任から、資料1に基づき説明があった。

本委員会の中田眞一郎委員は、去る9月20日付けで、黒部川内水面漁業協同組合の代表理事組合長を辞任された。それに伴い、2ページのとおり、同日付けで、本委員会に対しても辞任願が提出された。この取り扱いについて、本委員会で協議をお願いする。

委員から意見や質問等はなく、中田眞一郎委員の辞任が承認された。

(2) 1月1日から2月末日までにおけるさくらますの採捕の禁止について(協議) 県水産漁港課の川口主任から、資料2-1に基づき説明があった。 資料に不備があるため、修正をお願いする。2ページに、図1と図2があり、サクラマスの遊漁による採捕可能期間について、神通川、井田川、庄川が4月1日から6月15日までと記載されているが、神通川については、4月1日から5月31日の誤りとなっている。

現行の県漁業調整規則では、生物学的に同一種であるサクラマスとヤマメの採捕禁止期間が、サクラマスについては8月1日から12月31日まで、ヤマメについては10月1日から翌年2月末日までとなっており、それぞれ異なっている。このため、1月1日から2月末日までの期間において、サクラマスの採捕においてヤマメが混獲される可能性がある状況となっており、資源保護および漁業秩序上の問題となっている。このことから、資源保護と漁場利用の適正化を図るため、昨年度の委員会において、令和5年1月1日から同年2月28日まで、サクラマスを採捕禁止とすることとし、委員会指示が行われたところである。このことについて、今年度においても、令和6年1月1日から2月29日までの期間において、委員会指示の発出について協議する。

東委員から、常願寺川に関連するものと思うが、神通川水系のすぐ横にある河 川で3月1日から始まることに関しては整合性がないように見える。議題2につ いては、このとおり同意する。禁止区域は内水面となっているが、どの範囲まで を言うのか。例えば私有地にある池、富山県ではないが管理漁場みたいな管理釣 り場は、内水面の区域には入らないのか。農業用水についても内水面のくくりか。 神通川の横に、北陸電力の神三ダムから牛ヶ首用水があり、10月1日からの5日 間、水路点検のため水を止める。そこで3年ほど前に、地元の人たちが網を持っ ていって閉じ込められた魚を捕獲していた。内水面の禁止期間に、投網を使って 魚を捕っており、投網を使うこと自体禁止で、警察が入るような話があった。今 年も 10 月2日に断水となって、神通川水系ということで漁協も特別採捕許可を とって、取り残された魚を捕獲できるような準備をしていた。農業用水にたくさ ん魚が取り残されていて、それをそのままもし捕らなかったら、5日間も断水す るので死んでしまう。地元の人たちが警察沙汰になる前に、対処する方法がない かなと思う。子供たちが、漁協で生産したアユを買って放流しており、取り残さ れた魚を捕っては駄目というのはかわいそうだ。9月末くらいの土曜、日曜に、 用水を止めて捕ってしまえないかなと思う。

辻本班長から、農業用水は公共用水となり、委員会指示の範囲になる。私有地は対象とならない。農業用水にたまった魚をどうするかは、多かれ少なかれいろんな所で問題があると思うが、特別採捕許可をとって、本川に放流していただくのが効果的だと思う。

小善副主幹から、牛ヶ首用水については、令和2年以降、富山西警察署と水産 漁港課が指導している。

角眞委員から、どれぐらいの魚がいるのか。

東委員から、今年は、アユ300匹、マスの子5匹ほど入っていた。農業用水の

下の方から上がれるので、用水の上流から落ちてきたわけではない。

このほか、委員から意見や質問等はなく、資料2-2に示した委員会指示のと おり発出することとなった。

# (3) 中央省庁への令和6年度提案項目について(協議)

辻本事務局長から、資料3により説明があった。

全国内水面漁場管理委員会連合会から、毎年、中央省庁である水産庁、国土交通省、環境省などに要望書を出しており、その提案内容について協議したい。

3ページの外来魚対策について説明する。1番で、令和5年度提案には、令和 4年度において共同漁業権940件中446件で外来生物の被害が発生したところを、 令和5年度の件数に改める。令和5年度の提案として、左側の下の欄の1番とし て、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルおよびチャネルキャットフィッシュ をはじめとした外来魚の生息状況、生熊および漁業被害を把握するように努める とともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の 特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及指導を図ること とされた。農水省からの回答は、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆 除の1~3」を作成して配布周知しており、今後とも、内水面漁業や各県と協力 して取り組んでいきたいとされた。令和6年度の提案素案では、漁業被害の把握 と効果的な技術の開発に努めるという部分が修正されている。次に4ページの2 番で、令和5年度の提案として、密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保 するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関 係者と連携した取締まりの強化や取締まりに必要な予算の確保など、外来生物法 違反の防止について具体的な措置を講ずることとされた。農水省からの回答は、 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律として、法に基づい た周知をしっかりやっているということで、引き続き、環境省などと連携して、 特定外来生物等の啓発を推進していくという回答がなされた。環境省も、警察と 連携するなど適切に対応していると回答された。外来魚の被害は、依然として続 いているため、令和6年度の提案も同文となっている。次に5ページの3番で、 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆 除や、採捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であ り、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること、4 番で、新たな水域で外来魚が発見された際に、効果の高い早期の対策を行うため 柔軟に対応可能な支援するなど、国が速やかに対応してほしいとする提案に対し て、農水省から、内水面水産資源被害対策事業により予算を確保して支援してい ると回答された。5番の漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等におい ては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策 に積極的に取り組むよう促すことと要望された。水産庁から、駆除のマニュアル を出し、関係者に周知を図っていきたいとの回答がなされた。令和6年度の提案

素案に、また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際 は早期の駆除等の対応を行うことが追加されている。

6ページの鳥類による食害対策についての提案書案では、外来魚と同様に、令 和4年度の被害件数が書かれているが、こちらを令和5年度の件数に更新される。 1番では、カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国 的な連携体制を整備し、カワウに対する調整・管理する指針を策定し、駆除等を 実施する等、国主導によるカワウ対策を推進することとの要望がなされた。農水 省は、平成26年に、環境省と提携してカワウの半減目標を出しており、それに 向けて連携していくとの回答があった。令和6年度の提案素案として、カワウの 生息状況は平成29年度以降リバウンドして増加傾向にあり、国主導によるカワ ウ対策を推進して欲しいとの提案になっている。 7ページの2番に、サギ類やカ モ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況について把 握することを要望した。6年度の要望内容にも、サギ類の生息状況について把握 することを強調する形で修正案が作成されている。3番に、健全な内水面漁場を 維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施でき るよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させ ることと要望した。国の方では、引き続き、1億4,000万円ほどの予算の確保に 努めたいとしている。6年度の修正案には、カワウに限定していたが、サギを追 加するということで、カワウ等の「等」が追加されている。

8ページの魚病対策について、1番に、アユの冷水病やエドワジエラ・イクタ ルリ症について、養殖および放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行 うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施す ること。さらに、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するた め、環境 DNA 解析などの技術を用いた基本的手法を確立し、全国河川における調 査を実施することが要望された。水産庁から、アユの疾病について、平成23年 12月に策定したアユ疾病に関する防疫指針があり、これに基づいて対策を講じて いる。冷水病は、近年下げ止まり状況にある一方、エドワジエラ・イクタルリ感 染症については、平成 19 年に発生が確認され、令和4年に、天然河川で4件、 アユ放流種苗で3件、養殖アユで2件が確認されている。令和4年の結果では、 富山県は該当しなかったが、令和5年の調査では、庄川のアユにエドワジエラ・ イクタルリ感染症の保菌が確認されている。令和6年度の提案素案として、水域 の特性に応じた対応を要望している。9ページの2番に、コイヘルペスウイルス 病発生から 10 年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けている コイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、 既発生の公共用水域における放流・移植・持ち出しの制限を解除できるよう、国 が主体となって基準を示すことと要望した。コイヘルペスウイルス病は全国で年 間何百件も発生していたが、令和3年に2件、令和4年に13件で全国的には減 少傾向にある。国では、コイの増殖が今までどおりできるようにするため、現在、

放流再開に向けたデータ収集を行っていると回答された。修正案としては、KHV の発生から 20 年経過しているので、放流や持ち出しの制限が解除できるよう、速やかに基準を示すことと要望したい。10 ページの3番に、水生生物の輸入について、農水省から、外国から輸入してきた種苗には現地着地検査を実施しており、養殖施設での病気の発生や異常な行動がないか検査し、水際対策がすでに実施されていると回答された。このように、十分な対策がとられていることから、令和6年度要望は削除されている。4番の水産用医薬品開発では、試験的な段階からメーカーが薬を開発する段階までの費用を水産庁で支援していくとしている。令和6年度も引き続き、効果的な医薬品開発に向けた取り組みを進めることと要望したい。

11ページの河川湖沼環境について、1番に、令和5年の提案内容では、森林の 伐採や台風・集中豪雨被害が増えているため、農水省や林野庁では、治山施設の 整備等を推進するほか、連携して漁場保全の森づくり事業を取り組んでいくこと としている。河川の流木等の清掃活動については、水産庁事業の水産多面的機能 発揮対策事業を活用してほしいと回答された。また、国土交通省から、治水対策 の強化を図っていきたいと回答された。12ページの2番では、水生生物の保全に 係る水質環境基について、近年問題となっている殺虫剤で動物プランクトンに影 響があるとされるネオニコチノイド殺虫剤や、徐放性肥料として、田んぼに撒く 肥料でプラスチックに覆われた肥料のマイクロプラスチックが問題になってい る。除草剤では、川に流れ込むと水草や付着藻類に影響があるとされており、影 響調査を行い、その影響を防止する措置を講じることと要望されている。徐放性 プラスチックの件で、全農は 2030 年までにプラスチック被膜肥料に頼らない農 業を目指すこととしている。農薬についても、安全性を定期的に再評価する制度 を導入して対応していくこととしている。令和6年度についても、引き続き防止 対策を講じることを要望する。13ページに、河川および河川工作物の整備・改修 および災害復旧等にあたっては、農水省から環境と調和のとれた配慮をしていく、 国交省から自然型川づくりを推進していくとの回答がなされた。令和6年度提案 素案では、最近、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が頻発して おり、内水面漁業にも大きな被害をもたらされているため、河川堤防の整備や大 規模災害に強い川づくりを進めていくことが追加されている。16ページの7番に、 濁水現象が発生するダムについて、貧酸素水放流やダムのヘドロ堆積による影響 が懸念されると要望したが、農水省からは、具体的な事例があればお聞かせ願い たいとの回答がなされた。 9番には、気候変動が内水面漁業に与える影響につい て、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めことを要望したい。 17ページの放射性物質による汚染対策について、これまで、平成23年に発生 した東日本大震災後の対策について要望してきたが、6年度要望には、令和5年 8月に ALPS 処理水が東京電力の福島第一原発から海洋放出を始めたことから、 安全・安心な対策をとることが追加されている。

19ページは、ウナギの資源回復について、例年どおり要望される。

最後に、22ページに、内水面漁場管理委員会制度の堅持について、交付金の予算確保について、昨年どおり要望されている。

これらの要望内容は、本県で問題になっている課題について、全国の要望のなかで反映されていると思われる。このなかに、漏れや実態と合わないようなところがあれば、ご意見をいただきたい。

先ほどの病気の話で、エドワジエラ・イクタルリ感染症は、庄川で死んだ魚が流れてきたため、水産研究所で調べたところ、新しい疾病が確認された。この感染症は、水温が高いと発生しやすい病気で、今年のように暑くて渇水状況が続くと発生が促進されるようである。他の河川で同じような症状は確認されているか。東委員から、神通川では、10年ぶりぐらいで、死んだ魚が本当に多かった。

角眞委員から、死魚がたくさん流れてきたのを確認した。8月には気温が36℃ を超え、それ以降に多かった。

辻本事務局長から、水温が28℃を超えたら、かなり発症する病気である。 東委員から、川の水温は28℃にはなってないと思うが、25℃にはなっていた。 竹野会長から、エドワジエラ・イクタルリ感染症は、保菌していても水温が低 ければ発症しないのか。

辻本事務局長から、そのとおりである。新しい病気は、発生初期に被害が大きくなる傾向がある。特に増殖場を保有する漁協では注意してほしい。

この他、委員からの意見や質問等は無く、令和6年度提案素案を全国内水面漁場管理委員会連合会事務局に提出することが了承された。

#### (4) 秋サケ来遊状況について(報告)

県水産漁港課の川口主任から、資料4に基づき説明があった。

本県のサケ来遊状況について説明する。本年の 10 月中旬時点のサケの沿岸漁獲尾数は、累計値で 27 尾であった。昨年度の同時期に 180 尾であり、その 15%であった。平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間平均 3,010 尾に比較して 1%という状況であった。グラフで示したものが、下の左側の図になる。棒グラフは旬ごとに書いてあるが、左から平均、令和 4 年、令和 5 年となっている。同じく右側の図は、河川捕獲尾数であり、10 月中旬の累計が 25 尾で、昨年度の同時期 422尾で、その 6%であった。平年の同時期は 4,071尾で、この 1%であった。以上のように現時点における本年の本県における沿岸来遊尾数と河川捕獲尾数は、令和 4 年の同時期の累計値を下回る大変厳しい状況となっている。

続いて2番目として、全国のサケ来遊状況になる。国立研究開発法人水産研究・教育機構の取りまとめによるもので、10月上旬までの時点報告になる。太平洋側では、北海道において277万尾で、前年比78%であった。太平洋側の本州では、1,402尾で昨年度の8%であった。日本海側では、北海道1,214万尾で、前年比66%であった。富山県を含む日本海側の本州では1,447尾で、昨年比13%

であった。

最後に3番目として、令和5年度の富山県のサケ来遊予測では、平成28年度以降、減少傾向にあり、令和3年度は14,491尾。令和4年度は1万3,362尾であった。県水産研究所による令和5年度の予測来遊尾数は、令和4年度を上回るが、平年の58,000尾は下回るという予測が出ている。詳細については裏面にあり、シブリング法という予測方法では、前年に回帰した同じ年級の回帰魚との相関関係から、年齢別に回帰尾数を予測する方法になる。注釈として、令和3年度から、庄川でヤナを中止したため、そちらを除いた形で予測している。予測の内容として、4年魚の来遊尾数は8,800尾、5年魚の来遊尾数は1,800尾と予想され、他年魚を加味すると約13,000~18,000尾となり、令和4年度を上回ると予測されている。ただし、近年はこのシブリング法の予想が当たらなくなっており、環境要因等による資源への影響を考える必要があり、あくまでも目安として考えてほしい。

竹野会長から、平均尾数は 58,000 尾となっている。もっと前に高い数値があるので、平成 28~29 年からずっと下回っているという状況か。

川口主任から、中央値をとると、もっと下がる。

東委員から、日本海側の海水温が下がってくれないという話もあるが、最近の 状況は。

川口主任から、10月24日の水産研究所による富山湾の表層水の水温では22 $^{\circ}$ 台で、昨年度と同じぐらいにはなっていたが、9月末の時点でみると、27.1 $^{\circ}$ でかなり高かった。前年度の25.5 $^{\circ}$ Cから1 $^{\circ}$ 2 $^{\circ}$ C高い状況で、今年、海水温は全国的にかなり高い状況にあり、太平洋側では暖水塊が発生した。

この他、委員から意見や質問等はなかった。

# (5) その他特になし

#### (6) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和6年2月21日(水)14時00分から開催することを申し合わせ、散会した。

議 長
署名委員
署名委員

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和5年10月25日